

愛知労働局発表
平成 24 年 10 月 29 日

愛知労働局 監督課

広報担当 監督課長 岩崎 充
担当 特別司法監督官 渡辺 勇治
電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 0 2 5 3

愛知県内の貸切バス事業場に対する集中的な監督指導結果等について

- ―― 約 9 割の事業場で労働基準関係法令違反 ――
―― 改善基準告示違反は 4 割強の事業場 ――

平成 24 年 4 月 29 日に群馬県内の関越自動車道で発生した高速ツアーバスの重大な自動車事故（死亡 7 名、重軽傷 39 名）を踏まえ、愛知労働局（局長：新宅友穂）は、本年 5 月～6 月にかけて愛知県内の貸切バス事業場に対し、集中的な監督指導を実施したほか、7 月～8 月にかけてバス運転者の労働条件に関する自主点検を実施させた。

【監督指導結果（概要）】

監督指導結果（下表参照）をみると、

- ① 約 9 割の事業場で労働基準関係法令の違反が認められ、5 割強は労働時間にかかる違反となっている。
- ② 改善基準告示違反は 4 割強で認められ、総拘束時間、最大拘束時間にかかる違反が約 3 割を占めている。

（注）「改善基準告示」は、バス等の自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準を定めた告示（別添 1 参照）

監督指導結果

● 監督指導実施状況

監督実施事業場数（主に 5 月・6 月に実施） 32 件
うち、労働基準監督署と地方運輸機関との
合同監督・監査数（5 月・6 月実施分） 29 件

監督対象

貸切バス事業場のうち高速ツアーバスを運行する事業場（平成 24 年 5 月時点）

● バス運転者に関し、何らかの労働基準関係法令違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数	主 要 違 反 事 項		
		労働時間	割増賃金	労働条件の明示
32	28 (87.5%)	17 (53.1%)	8 (25.0%)	6 (18.8%)

- (注) 1 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、何らかの労働基準関係法令違反（労働基準法、労働安全衛生法等）が認められた事業場数である。
- 2 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る違反が認められた事業場数である。
- 3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合である。

● バス運転者に関し、何らかの改善基準告示に反する事実が認められた状況

監督実施事業場数	告示に反する事業場数	改善基準告示に反する事項					
		総拘束時間	最大拘束時間	休息时间	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
32	15 (46.9)	10 (31.3)	10 (31.3)	5 (15.6)	2 (6.3)	5 (15.6)	2 (6.3)

- (注) 1 「告示に反する事業場数」欄は、何らかの改善基準告示に反する事項が認められた事業場数である。
- 2 「改善基準告示に反する事項」欄は、当該事項について改善基準告示に反する事項が認められた事業場数である。
- 3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合である。

● 違反に対する措置及び是正状況

監督指導結果で、労働基準関係法令違反及び改善基準告示に反する事実が認められた事業場については、文書（是正勧告書）により勧告を行った。勧告した事項について、すべて是正が認められた事業場は24件であり、改善中の8件の事業場については、引き続き是正を求めているところである。

● その他

労働時間管理の困難な「日雇い」形態の運転者は2事業場で6名が確認され、運輸支局から指導を行った。今後、日雇い形態の運転者が確認された場合は、関係行政機関と連携しつつ、解消するよう適切に対応することとする。

自主点検結果

● 対象事業場

愛知県内の貸切バス事業場のうち、監督指導を実施した事業場、実態が路線バス専業となっている事業場及び休止事業場を除く117事業場

● 自主点検実施状況（主に7月、8月に実施）

対象事業場117事業場のうち、回答のあった92事業場（回答率78.6%）

● 労働基準関係法令の改善が認められた状況

約4社に1社は、何らかの労働基準関係法令について改善が必要な事業場である。

自主点検実施事業場数	改善が必要な事業場数	主要改善事項					
		就業規則	労働時間	時間外労働	割増賃金	年次有給休暇	医師の面談指導
92 (11)	24(26.1%) (5)	4(4.3%) (1)	3(3.3%) (1)	3(3.3%) (0)	3(3.3%) (0)	3(3.3%) (0)	7(7.6%) (3)

(注) 下段()内は、ツアーバス運行の有った事業場

● 改善基準告示の改善が認められた状況

改善基準告示について改善が必要な事業場は2事業場である。

自主点検実施事業場数	改善が必要な事業場数	主要改善事項	
		1日の拘束時間	休息期間
92 (11)	2(2.2%) (0)	1(1.1%) (0)	1(1.1%) (0)

(注) 下段()内は、ツアーバス運行の有った事業場

その他参考

● 事業内容別運行状況

事業内容別では、約7割の事業場が観光貸切バス事業、ツアーバスを運行する事業場は11事業場(12%)である。

自主点検実施事業場数	事業内容別		
	路線バス	観光貸切バス	ツアーバス
92	22 (23.9%)	72 (73.8%)	11 (12.0%)

● バス運転者の交代要員および隔日勤務の状況

夜間運行等で、交替要員(2人乗務)乗務がいる事業場が半数を占めている。

自主点検実施事業場数	交代要員(2人乗務)		隔日勤務	
	有り	無し	有り	無し
92	46 (50.0%)	46 (50.0%)	3 (3.3%)	89 (96.7%)

改善に向けた取組

愛知労働局では、監督指導・自主点検等の結果を踏まえ、自主点検未提出事業場及び自主点検結果で新たにツアーバス運行の報告があり改善が必要な事業場に対しては、今後、監督指導等実施するなど指導を強化するほか、引き続き、バス運転者の労働時間等の労働条件確保改善対策として、効果的な労働関係法令の周知及び履行確保の推進に取り組んでいくこととしています。

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」について

趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」(改善基準告示)は、バス、タクシー、トラック等の自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

内容(バスについて)

- 拘束時間【始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)]

総拘束時間	原則	4週間平均で1週間65時間
最大拘束時間	原則	1日16時間(※1)

(ただし、1日15時間超は週2回以内)
- 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】

原則	継続8時間以上
----	---------
- 最大運転時間

原則	2日平均で1日9時間
	4週間平均で1週間40時間
- 連続運転時間

原則	4時間以内(※2)
----	-----------
- 休日労働

原則	2週間に1回以内、
	かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※1 1日の原則的な拘束時間は13時間以内。

※2 運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。